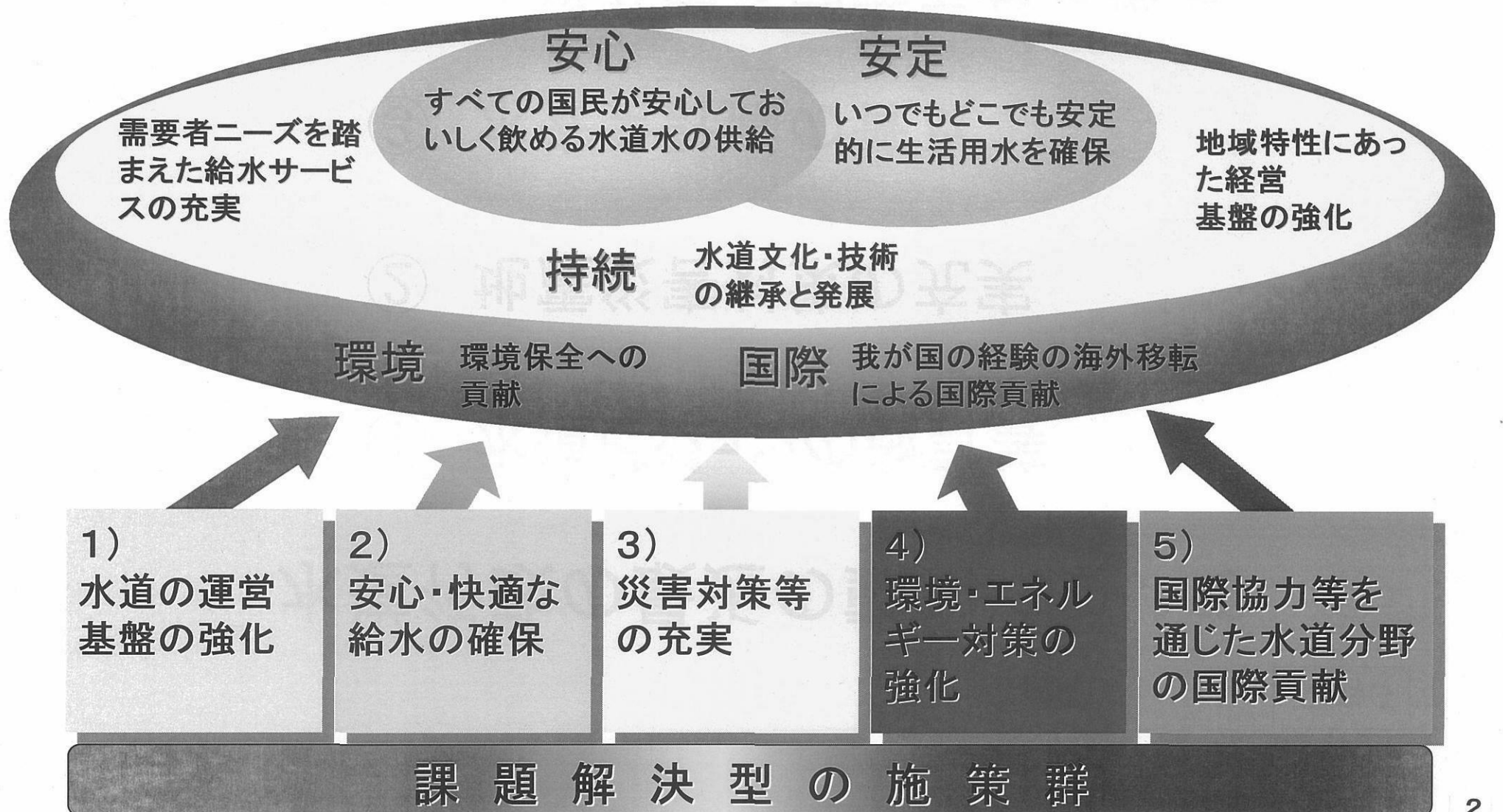


水道行政の最近の動向について

- ① 水道ビジョンの改訂等
- ② 地震災害対策の充実
- ③ 水安全計画の普及
- ④ 水道分野の国際貢献の推進

①水道ビジョンの改訂等

水道ビジョンの長期的な政策目標



①水道ビジョンの改訂等

水道ビジョンのレビュー

平成16年6月

水道ビジョンの策定公表

- ・関係者の共通目標の設定
- ・今後の政策課題の明確化
- ・具体的な施策、方策等の明示

平成17年10月

地域水道ビジョン策定の手引き

(水道ビジョンの実現に向け水道事業者等の取組を推進)

地域水道ビジョン

<水道ビジョンをもとに、水道事業者自らが課題に対する施策目標を設定>

- ①水道の運営基盤の強化
- ②安心・快適な給水の確保
- ③災害対策等の充実
- ④環境・エネルギー対策の強化
- ⑤国際協力等を通じた水道分野の国際貢献

水道ビジョン策定から3年経過

平成19年度

水道ビジョンのレビュー

水道ビジョンフォローアップ検討会設置

地域水道ビジョンへの反映
水道関係者の共通認識

☆STEP3

☆STEP1

- ・水道及び水道事業を取り巻く状況の変化や新たな動き等の把握(統計資料、アンケート調査)
- ・3年経過時点における施策目標の進捗状況確認

☆STEP2

- ・目標達成度からの課題抽出
- ・施策・方策の追加・見直し
- ・施策目標の内容の明確化

平成20年7月

水道ビジョンの改訂

(基本的な施策の方向性は維持しつつ、検討会において、目標の達成に向け今後水道関係者が一体となって重点的に取り組むべきとされた項目を明示)

①水道ビジョンの改訂等

水道ビジョンのレビュー結果

施策の進捗状況を確認

- ◇ 予定通りに実施が進み早期の達成が可能な施策もあり
- ◇ 一方、進捗が遅れている施策もあり

水道ビジョンレビューの基本方針

- ◇ 策定後3年、水道事業者の取組も途上
- ◇ 基本的な方向・数値目標を維持し、目標達成に向け最大限努力

水道ビジョンのより一層の推進

- ◇ 施策方策の追加見直し、目標内容の明確化
- ◇ 今後重点的に取り組むべき項目を明示追加

例)施設の耐震化が極めて進んでいない状況

①水道ビジョンの改訂等

水道ビジョン改訂の概要

水道ビジョン改訂版の目次構成

水道ビジョンの改訂について

・ビジョン改訂の背景・経緯等を概説

1. 水道ビジョンの目的

1,2章<時点修正>

・現行ビジョン策定以降の水道及び水道事業を取り巻く状況の変化・新たな動き等を踏まえ、記述内容を時点修正(最新データの反映含む)
・諸課題をもたらす要因等の加筆

2. 水道の現況と将来の見通し

3. 目指すべき方向性

4. 長期的な政策目標

3.4章<原則変更なし>

(方向性・長期目標に関する記述)

5. 政策目標達成のための総合的な水道施策の推進

5,6章<時点修正>

・2章の追記内容等を踏まえた修正
・7章の重点取組項目のベースとなる取組方向性等を追記
・施策目標の内容の明確化

6. 各種方策の連携による目標の早期達成

7. レビューに基づく水道施策の重点取組項目

8. 関係者の参加による目標の達成

9. フォローアップ

8章<地域水道ビジョンの追加>

・水道事業者等の積極的な取組による本ビジョンの達成に向け「地域水道ビジョン」の策定を推奨
・広域的観点から流域単位や都道府県単位などでの作成も推奨

9章<時点修正>

・次回レビューは、中長期的な対応に向け進捗の公表しつつ、本ビジョン改訂後3年目を目処に実施

7章<5施策群レビュー結果・重点取組項目>

・フォローアップ検討会におけるレビューの結果を踏まえ、今後、水道関係者が一体となって重点的に取り組むべきとされた項目を明示

重点取組項目

水道の運営基盤の強化

- ・都道府県版地域水道ビジョン策定推奨など推進の枠組面からの広域化推進
- ・持続可能な運営基盤確保のための最適事業規模
- ・運営管理に係る民間部門導入に関する技術的・客観的評価
- ・第三者機関等による技術的観点等からの業務評価
- ・水道技術の継承、官官・官民等連携による技術者の育成・確保
- ・事業運営状況の適切な評価・指導等のための最適な事後監督手法
- ・中長期的視点に立った計画的・効率的な改築・更新、資金確保、情報提供

安心・快適な給水の確保

- ・水安全計画の普及定着 ・高度浄水処理の導入等の推進
- ・水道水源流域等関係者の連携強化
- ・貯水槽水道の情報提供、直結給水への切替促進
- ・飲用井戸等の把握、関係者の連携、水質検査結果の利用者への提供
- ・クロスコネクション防止 ・鉛製給水管布設替え促進
- ・産学官連携による技術開発、普及

災害対策等の充実

- ・耐震化計画の策定、実施に向けての取組推進 ・石綿管の早期布設替え
- ・耐震化達成状況が遅れている水道事業者等の速やかな実施
- ・耐震化の需要者への情報提供 ・水資源開発等計画促進、濁水対策充実
- ・水道事業者等間の連携などを含めた応急給水、復旧体制の整備
- ・危機管理マニュアル等などの危機管理体制の整備

環境・エネルギー対策の強化

- ・環境対策の各種取組の積極的・計画的実施
- ・取組事例等の分析、事業規模・特性に応じた対策導入に関する情報提供
- ・環境対策にも資する各種取組の推進 ・国民への積極的な情報提供

国際協力等を通じた水道分野の国際貢献

- ・水道事業者と民間の連携による施設の維持管理
- ・相手の経済・社会状況に応じた水道事業育成支援
- ・アジア・ゲートウェイ構想に基づく措置 ・業務指標の活用、世界標準への展開
- ・姉妹都市等自治体間の国際交流・協力

①水道ビジョンの改訂等

地域水道ビジョンの作成について

平成16年6月 水道ビジョン

世界のトップランナーを目指して
チャレンジし続ける水道

安心 安定
環境 持続 国際

長期的な政策目標

・事業の現状と将来見通しを分析・評価

・将来像の設定

・目標の設定

・実現方策の検討

地域水道ビジョン

「水道改革」の主役はそれぞれの事業者であるため、水道事業者等による地域ごとに具体的なビジョンづくりが望まれる

[地域水道ビジョンの判定要件]

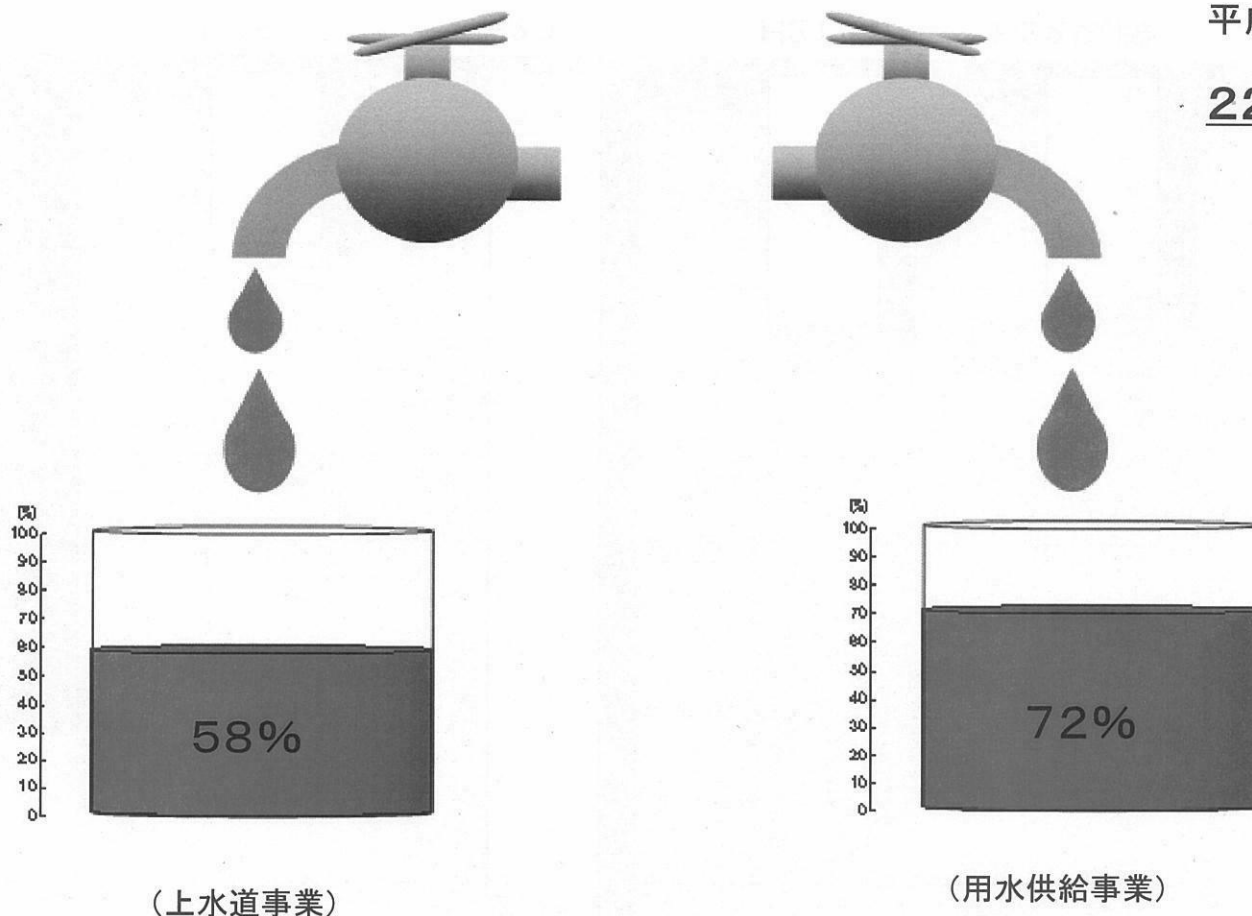
1. 将来像の実現に向けた方策を記述しているか
2. 公表しているか
3. 事業の現状及び将来見通しを評価しているか
4. 目指す水道の将来像を示しているか

①水道ビジョンの改訂等

地域水道ビジョンの作成状況

平成20年12月1日現在

225プラン策定済



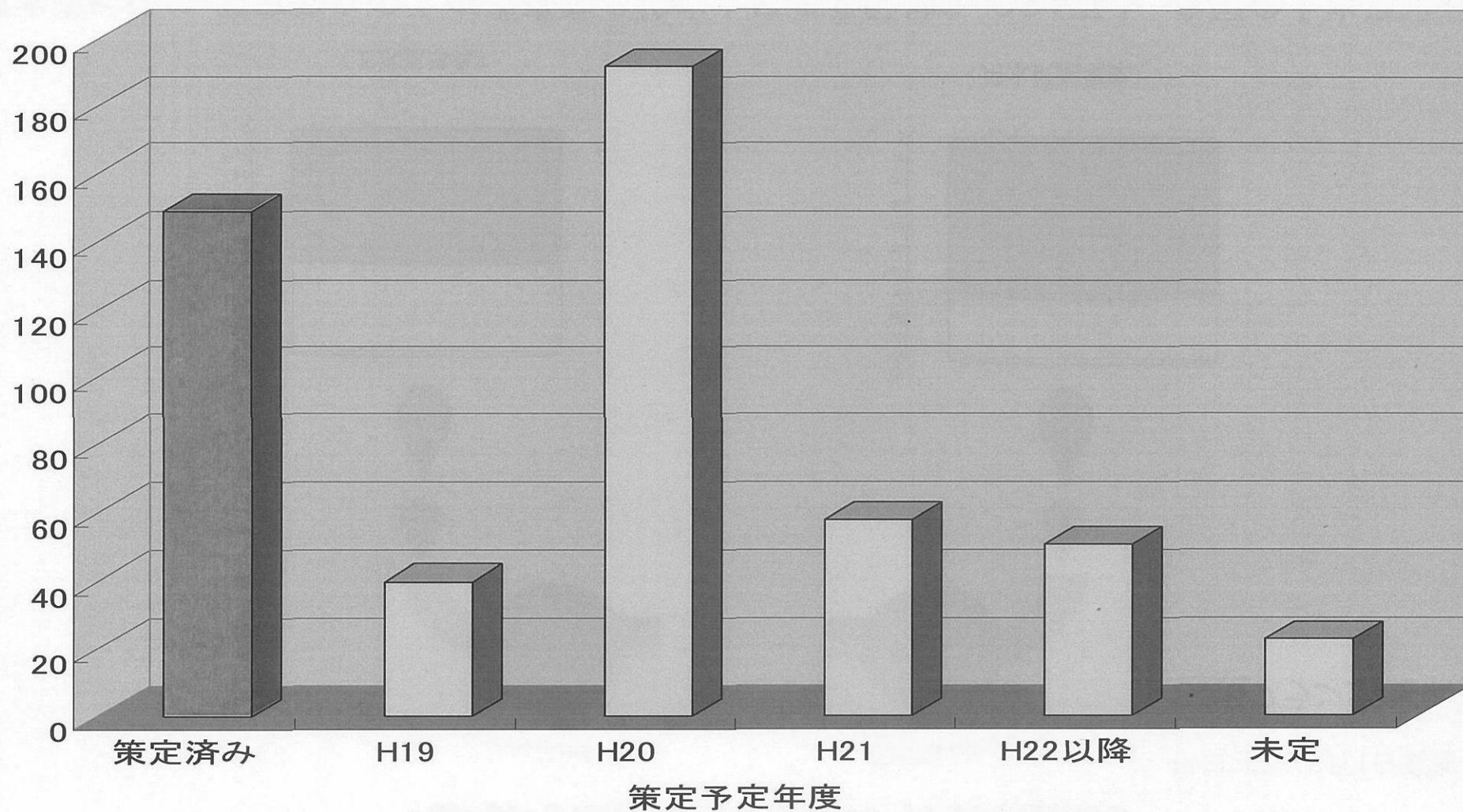
(上水道事業)

(用水供給事業)

地域水道ビジョン策定済みの上水道事業の給水人口の合計は6,904万人、全国の上水道事業の合計の58%、同様に水道用水供給事業における1日最大給水量の合計は1,037万m³/日、全国の水道用水供給事業の合計の72%となっています。(給水人口、給水量は平成18年度末の統計を使用) 都道府県水道行政主管部(局)により2プランが策定されています。(福島県、秋田県)

①水道ビジョンの改訂等

地域水道ビジョン策定及び予定状況



厚生労働大臣認可の事業者を対象に平成19年度に行ったアンケートの結果

②地震災害対策の充実

○最近の地震と水道の被害状況

地震名	発生日	最大震度	地震の規模(M)	断水戸数	最大断水日数
新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約 130,000戸	約1ヶ月 (道路復旧等に時間を要した地域を除く)
能登半島地震	平成19年 3月25日	6強	6.9 (暫定値)	約 13,000戸	13日
新潟県中越沖地震	平成19年 7月16日	6強	6.8 (暫定値)	約 59,000戸	20日
岩手・宮城内陸地震	平成20年 6月14日	6強	7.2 (暫定値)	約 5,500戸	18日 (全戸避難地区を除く)
岩手県沿岸北部を震源とする地震	平成20年 7月24日	6弱	6.8 (暫定値)	約 1,400戸	12日 (全戸避難地区を除く)

○水道施設の耐震化の状況

水道ビジョンにおいて基幹管路や基幹施設(浄水場、配水池等)の耐震化率を100%にするとの目標を掲げているが、現状は低い水準にとどまる。

〔平成18年度末現在の耐震化率〕

基幹管路:12%(延長比) 浄水場:13%(施設能力比) 配水池:23%(容量比) 9

②地震災害対策の充実

水道施設の耐震性能基準の明確化

水道施設の技術的基準を定める省令の改正（平成20年3月28日公布、10月1日施行）

水道施設の重要度に応じた耐震性能基準を明確化し、新たな施設の整備や老朽化施設の改築・更新に当たっての適切な耐震性の確保を推進。

水道施設の重要度による分類

重要な水道施設	<ul style="list-style-type: none">・ 取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設・ 配水施設のうち、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高いもの・ 配水施設のうち、配水本管及びこれに接続するポンプ場、配水池等、並びに配水本管を有さない水道における最大の容量の配水池等
それ以外の施設	<ul style="list-style-type: none">・ 上記以外の施設

水道施設の重要度と備えるべき耐震性能

	対レベル1地震動	対レベル2地震動
重要な水道施設	健全な機能を損なわないこと	生ずる損傷が軽微であって、機能に重大な影響を及ぼさないこと
それ以外の施設	生ずる損傷が軽微であって、機能に重大な影響を及ぼさないこと	

レベル1地震動：施設の供用期間中に発生する可能性(確率)が高い地震動

レベル2地震動：過去から将来にわたって当該地点で考えられる最大規模の強さを有する地震動

既存施設への適用：既存施設についても、時を移さず新基準に適合させることが望ましいが、大規模な改造のときまでは新基準の適用を猶予。

②地震災害対策の充実

水道施設の耐震化の計画的実施

平成20年4月8日付けで厚生労働省健康局水道課長通知を発出。
水道ビジョン改訂版においても同趣旨の重点取組項目が位置づけ。

(1) 現に設置されている水道施設の耐震化

- 速やかに耐震診断等を行い耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進める。
- 重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に耐震化を実施。
【優先的耐震化を配慮すべき施設】
 - 破損した場合に重大な二次被害を生ずる水道施設、影響範囲が大きい水道施設
 - 耐震性能が特に低い石綿セメント管(遅くとも概ね10年以内に転換を完了。)
 - 病院、避難拠点等の給水優先度が高い施設へ配水する管路
- 各水道で最も優先して耐震化すべき水道施設は、平成25年度を目途に完了できるように、耐震化計画の中で耐震化事業の実施計画を明らかにし、確実に実施。

(2) 水道の利用者に対する情報の提供

- 水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化への取組みの状況などについて定期的に情報を提供する。

②地震災害対策の充実

水道施設・管路耐震性改善運動

【目的】

水道利用者の理解の向上を図りつつ、水道施設・管路の耐震化の促進に向けた水道事業者による取組を推進することにより、水道施設・管路の耐震化が極めて遅れている現状の大幅な改善を図る。

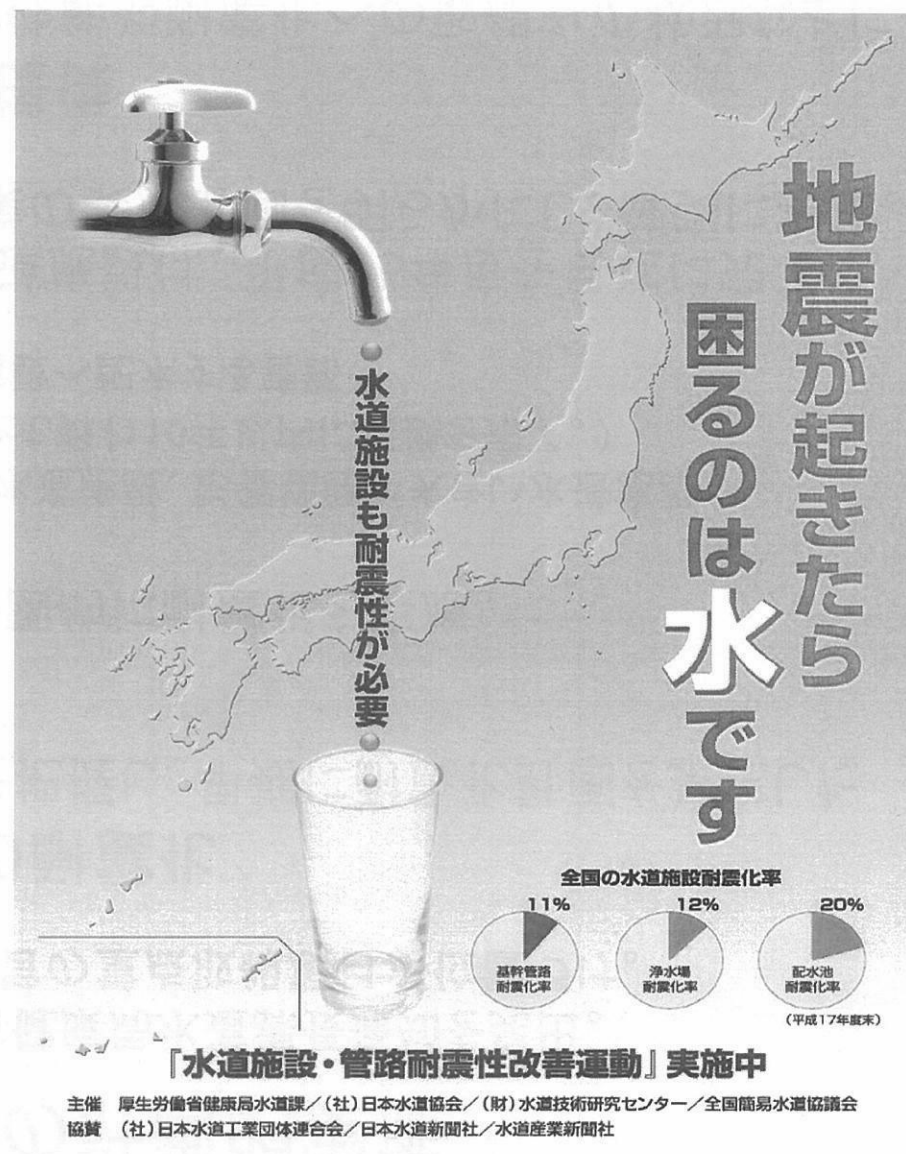
【運動期間】 平成20、21年度(2年間)

【主催】 厚生労働省健康局水道課
(社)日本水道協会
(財)水道技術研究センター
全国簡易水道協議会

【主催団体等における活動展開】

〔厚生労働省〕 耐震化事業の優先的補助採択

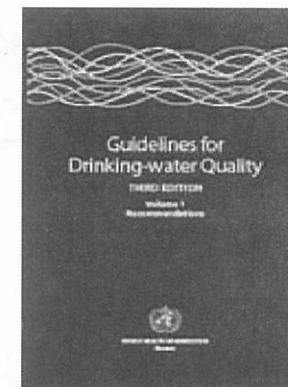
〔関係団体〕 水道事業者の取組みの支援活動
住民の理解を深めるための活動
各団体の会員等に対する耐震化事業の率先・積極的な実施の徹底



③水安全計画の普及

水安全計画(WSP)について

- ◆ WHOが提案(2004.9 飲料水水質ガイドライン第3版)。
- ◆ HACCP手法を水道に適用。水源から給水栓までの弱点等を分析評価し、管理方策を明確にすることにより、水の安全を確保するための包括的な計画。
- ◆ 水安全計画の目的:
 - ①水源の汚染を最小限にとどめ
 - ②浄水プロセスにおいて汚染を低減・除去し
 - ③配水・給水・利用の各段階での汚染を防止
→ 良質な飲料水を供給



我が国でも水安全計画の策定を推奨することとし、策定のためのガイドラインをとりまとめ、水道事業者等に通知(H20.5.30)

→水道システムに関する危害評価を実施し、
水安全計画の策定 又はこれに準じた危害管理の徹底を
(H23年度頃までを目途に)

③水安全計画の普及

HACCP (危害分析・重要管理点)

◆Hazard Analysis and Critical Control Point(危害分析・重要管理点)の略。食品原料の入荷から製品の出荷までのあらゆる工程において予め危害を予測し、その危害を管理できる重要管理点で継続的に監視することで、食中毒などを起こす恐れがある不良品の出荷を未然に防止する衛生管理手法。

◆あらかじめHACCPプランといわれるマニュアルを作成して日常の衛生管理を行うことにより、病原菌などの汚染や増殖を防止して食中毒などの食品による事故を防止する。

◆HACCPは、1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理の方法で、現在では、世界各国で取り入れられるようになった。

③水安全計画の普及

水安全計画により期待される効果

- 水道システムの一元的な把握、評価
- リスクの軽減、安全性の向上
 - ・客観的手法によるシステム再評価
 - ・思い込みの排除
- 維持管理レベルの向上、効率化
 - ・重要な管理ポイントの優先順位の明確化
 - ・運転員の維持管理能力の向上
- 技術の継承（一元的な文書化）
- 関係者とのコミュニケーション向上
 - 需要者（お客様）へのアカウントビリティ
 - 水源水質保全に向けて流域関係者への働きかけ

③水安全計画の普及

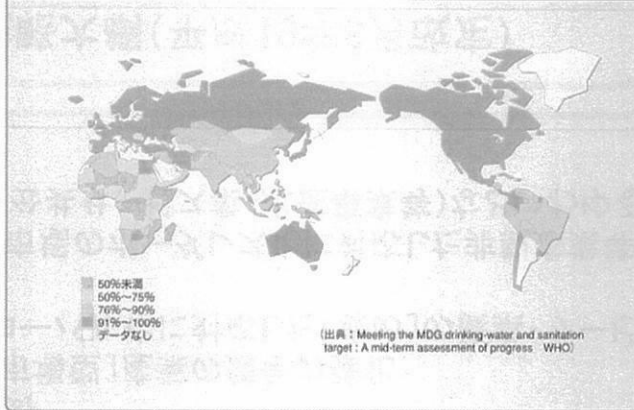
水安全計画の普及に向けた取組

- 水安全計画策定ガイドラインの通知(H20. 5)
- 水安全計画ケーススタディの送付(H20. 9)
 - ・代表的な浄水処理工程を対象とした計画事例
 - ・急速ろ過、緩速ろ過、塩素消毒のみ2パターン
- 水安全計画作成支援ツールの送付(年内予定)
 - 計画アウトラインの構築及び危害原因事象の抽出等を容易かつ効率的に行うための支援ツール
- その他、講習会の実施を検討

④水道分野の国際貢献の推進

【背景】 ○国連ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けた動き

○安全な飲料水を利用できない人口(2004年度現在)
アジア・太平洋地域:7億人(世界約11億人の約60%)



(出典: Meeting the MDG drinking water and sanitation target: A mid-term assessment of progress - WHO)

国連・ミレニアム開発目標(MDGs)[2000年]

2015年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。

※国連・ミレニアム開発目標(MDGs)とは、2000年9月の国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言と1990年代に開催された主要国際会議等で採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてとりまとめられたもの

世界的な取組

平成20年5月 第4回アフリカ開発会議(TICADIV)

平成20年6月 経済財政改革基本方針2008(骨太の方針)

世界、特にアフリカの水危機解決への貢献を目的として、井戸の整備などに携わる「水の防衛隊」を派遣することが示された。

平成20年7月 北海道洞爺湖サミット

MDGsのうち特に保健、水、教育分野について、G8各国が協力しMDGsの達成に向けて取組を行うことが再確認された。

水分野の取組としては、アフリカ及びアジア太平洋地域の水と衛生の問題解決に向け、G8水の専門家会合を設置。本会合において、MDGs達成のため平成15年エビアンサミットで合意された水行動計画の進捗状況評価と実施戦略を次期イタリアサミットまでに策定することとなっている。

※平成20年12月16～17日に帯広で第1回G8水の専門家会合を開催予定

④水道分野の国際貢献の推進

【背景】 ○政府の方針

アジア・ゲートウェイ構想(平成19年5月)

1. 「最重要項目10」

10. アジア共通課題に関する協力・研究の中核機能の強化
～環境・エネルギー等に関する協力・研究ネットワーク等の構築

○水の管理・供給：アジアにおける飲み水と衛生、水不足、水質悪化、洪水等に対する対策のニーズの高さを踏まえ、第1回アジア・太平洋水サミットへの積極的関与、アジアの水管理・供給政策の立案支援等を推進。

2. 重点7分野

- (4)「国内市場型」産業の競争力強化
～グローバル化に対応した「攻め」の農業・サービス業等の改革

○市場のボーダレス化に対応した非製造業等の経営力強化
・公共サービス業(水道事業等)などいわゆる「官業」も、海外進出を促進。

経済成長戦略大綱(平成19年6月改定)

○内需依存型産業の国際展開支援

国内需要が中心であるファッション、日用品、超高速船舶等や、海外の基盤整備にも貢献する建設業、鉄道システム、水道業その他の水関連業といった産業・製品について、その特徴、高い技術力・ノウハウ等の強みをいかした国際展開や輸出振興に向けた取組を支援する。

④水道分野の国際貢献の推進

【厚生労働省における国際貢献の方針】

○水道ビジョン改訂版における重点取組項目

- 施設の運営維持管理についても、水道事業者等間及び民間との連携のもと、人材確保・育成のための国内体制の整備を行いつつ長期的なスパンで実施していくための具体的方策を検討
- 業務指標について、国内でのより一層の活用、有効利用方法の検討、世界標準となるような国際的な展開
- 国際機関、国際的活動、他国等との連携、協力を一層強化するための取組を推進
- 相手国の経済・社会状況に対応した現地の水道事業の育成を支援する国際協力の在り方を検討
- アジア・ゲートウェイ構想に基づく措置についての積極的な取組
- 姉妹都市等自治体間の国際交流の機会を通じた水道の国際協力への取組

④水道分野の国際貢献の推進

【厚生労働省における国際貢献の取組】

○水道産業国際展開推進事業

平成20年度政府予算(22百万円)

アジアをはじめとする世界の水道の発展に我が国の水道分野が積極的に貢献していくため、「アジア・ゲートウェイ構想」及び「経済成長戦略」に位置づけられている我が国の水道産業の国際展開を、政府として推進するための取組

- 平成20～24年度の5か年間
- アジアとの交流推進(水道市場動向調査、現地セミナー、会合開催等)
水道産業国際展開検討(ケーススタディの実施)
国内体制整備(現地に適した水道技術の検討、国内支援方策の検討)
人材育成(留学・研修終了者とのネットワーク構築)

平成20年度

- 11月中国セミナー&現地調査
- 12月カンボジアセミナー&現地調査
- 12月ベトナム現地調査

○国際機関との連携

- WHO飲料水質ガイドライン第4版作成に向け、WHOに対し活動費を拠出し、専門家会合へ専門家を派遣
- 国立保健医療科学院がコーディネーターとなっているO&Mネットワークに毎年活動費を拠出するとともに短期専門家を派遣し、活動に参画
- WHOが水道に関する制度的枠組みに関する途上国支援を目的に設置したRegNetの会合に専門家を派遣し、ガイダンス文書の作成協力
- 水道に関するISO規格に関し、ISO/TC224における新たなワーキンググループの設置を受け、(社)日本水道協会が国内意見を集約、同規格への反映のため設置した国内対策委員会への参加協力

○二国間会議等

- 平成20年5月 中国と「中国村鎮における水安全供給に対する協力に関する覚書」を締結 ※中国四川大地震の際、全国の水道事業者や水道関連企業に応急給水用資機材等の拠出を呼びかけ復興支援に協力
- 平成20年11月 第2回日韓水道行政会議を東京で開催し、両国政府の水道担当課長と情報交換を実施
- 平成21年3月 第5回日米水道水質管理会議をラスベガスで開催予定

④水道分野の国際貢献の推進

【水道関係団体による国際貢献の動き】

○水道国際貢献推進協議会 (JIP-WATER)

平成19年4月 水道事業体、民間企業、コンサルタント、関連団体など、すべての水道関係者が一同に会し、世界における持続可能な水管理に資するべく、水道運営の一層の発展につながる議論を行う場として、設置

- MDGsの達成を可能とする技術や運転管理のノウハウを蓄積したそれぞれの参加者とのパートナーシップの形成によって、アジア太平洋地域における水供給システムの発展、改善に貢献

事務局

(社)日本水道協会

(社)日本水道工業団体連合会

(財)水道技術研究センター

オブザーバー

厚生労働省水道課

○(社)日本水道協会

平成20年6月 水道の安全保障に関する検討会の設置

- 今後の日本の水道事業のあり方及び今後の国際活動のあり方について検討(年度内に報告書取りまとめ)

○(社)日本水道工業団体連合会

平成20年4月 水道産業戦略会議の設置

- 5月「水道産業の国際展開に向けて」緊急提言
- 10月に本会議最終報告書の「水道産業活性化プラン2008」策定

平成20年10月 チーム水道産業・日本の設立

- 水道産業界の総意を集結し、水道産業界による国際貢献、水ビジネスを推進する戦略機関

